

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点に関する これまでの会議における御議論や国民からの要望・意見の整理



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

本日御議論いただく第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点

1 基本計画の構成及び検証・評価の方法

○ 基本計画の構成の見直し・施策の整理

○ 取組状況を把握するための指標の設定

2 加害者による損害賠償責任の履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減

○ 加害者からの損害賠償の履行促進

- ・ 作業報奨金、自己契約作業による報酬の活用促進
- ・ 矯正施設収容中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
 - － 被害者の視点を取り入れた教育（特別改善指導）の効果検証
 - － 矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用状況 等
- ・ 保護観察中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
 - － 改正更生保護法の施行状況 等
- ・ 加害者が自ら損害賠償を履行するに当たっての実際上の課題への対応

○ 損害賠償の履行確保に向けた制度の見直しや各種負担の軽減

- ・ 損害賠償命令制度及び刑事和解制度の活用状況
- ・ 時効の更新に関する負担軽減
- ・ 第三者からの情報取得手続（改正民事執行法）の活用状況
- ・ 先取特権の付与や執行手続の負担軽減（ワンストップ化）
- ・ その他負担の軽減（印紙代等）

○ 犯罪被害者等の損害回復にも配慮した犯罪被害給付制度における債権管理の在り方

3 犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化

○ 犯罪被害者等支援における国・地方公共団体・民間団体の役割分担

○ 犯罪被害者等に対する支援内容の充実

- ・ コーディネーターを中心とした地方（支援の現場）における途切れない支援の実現
- ・ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用
- ・ 被害者支援センターをはじめとする民間団体の役割、組織運営・支援の現状の評価及び支援の充実
- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の関係機関との連携体制の充実
- ・ 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進
- ・ 各種制度・サービスに関する情報に対する犯罪被害者等からのアクセシビリティの向上
- ・ 被害時期に応じた適切な支援の提供（特に、殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける中長期的な影響（心理面など）とこれらへの対応）
- ・ 犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保

○ 犯罪被害者等に接する者に対する研修の充実

- ・ 養成段階、実務段階等の各段階に応じた、犯罪被害者等に接する者（自治体、捜査機関、学校、医療機関、法テラス、民間団体、報道関係者等）に対する犯罪被害者等が置かれた状況に関する理解増進、トラウマインフォームドケア教育等の充実

○ インターネット上の誹謗中傷による二次的被害への対策

4 刑事手続等における被害者参加の確保等

○ 公判前整理手続への被害者参加

○ 被害者参加制度対象事件の拡大

○ 医療観察制度における被害者支援の拡充

- ・ 医療観察審判への被害者参加
- ・ 医療観察制度の対象者である加害者に対する被害者の心情等伝達
- ・ 医療観察制度の対象者である加害者に関する情報の被害者への提供

論点3 犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化

- 犯罪被害者等に対する支援内容の充実
 - ・ 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進

■ 議論の観点 ※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

- 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入を促進するために、どのような施策を講じるべきか。まずは、民間企業に犯罪被害者等が置かれた状況や休暇を必要とする場合があることを知ってもらうことが重要だが、認知度も低い状態にある。効果的な広報・啓発を行うためにどのような取組が必要か。
- 国家公務員が犯罪被害者等となった場合に、必要な休暇が取得できる仕組みになっているか。また、休暇以外の勤務制度を活用することはできるか。

■ 前回までの会議における主な御意見

- 休暇制度の導入率が低いのではないかと。実効性ある取組が必要ではないか。
- 民間企業の取組をリードするためにも、国家公務員の休暇制度を率先して導入するべきではないか。

本論点に関連する令和6年7月の第44回会議に際していただいた有識者からの御意見と国民からの要望・意見

【犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
37	正木 構成員	休暇制度の導入率が低い。	37	厚生労働省	厚生労働省としては、この休暇制度の周知や導入促進を図るため、 ① 事例の収集と事例集の作成、配布、 ② 導入する場合の就業規則の規定例を記載したリーフレットの作成、配布、 ③ 導入の意義や必要性等についての導入企業へのインタビュー動画の作成、 ④ これらコンテンツの働き方・休み方改善ポータルサイトにおける周知等に取り組んでいるところ。 こうした取組を通じ、労使に対して犯罪被害者等の被害回復のための休暇の導入を促してまいりたいと考えている。
38	伊藤 構成員	被雇用者に対する休暇制度の周知はどのように行っているのか。厚労省ウェブサイト（働き方・休み方改善ポータルサイト）は事業者対象のようなので、情報が被害にあった被雇用者にも届くようにしてほしい。	37	厚生労働省	働き方・休み方改善ポータルサイトは、労使で各事業場における働き方・休み方の見直しを図っていただくためのものであり、事業者のみを対象としているものではなく、被雇用者に向けた情報発信ツールとしても活用しているものである。 また、被害にあった被雇用者にも情報が届くようにするため、犯罪被害者等の被害回復のための休暇に係るリーフレットに休暇制度導入の意義や導入事例の情報を掲載するとともに、このリーフレットを全国の被害者支援センターに加え、都道府県警・地方裁判所・地方検察庁等にもお送りして周知に努めているところである。
39	假谷 構成員	休暇制度の導入実績は、どの程度あるのか。導入実績が少ないとすれば、実効化させるために、どのような施策を考えるか。パンフレットやポスター等を作っても、実効性があるか疑問。助成金等を導入しないのか。就業規則のひな形に盛り込まないのか。 厚労省が案内しているのだから、公務員が手本として制度の導入を実施すべきである。	37	人事院 厚生労働省	【人事院】 国家公務員の休暇制度は、国家公務員法に基づき情勢適応の原則の下、民間における普及状況に合わせることを基本に、官民均衡の観点から適宜見直しを行ってきているところである。引き続き、厚生労働省における取組や民間の動向等を注視しつつ、必要に応じて検討を行ってまいりたい。 【厚生労働省】 犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度については、犯罪被害者等基本計画（認知度6.9％：平成29年内閣府広報室調べ）に基づき、その周知・啓発に取り組んでいるところであり、同休暇制度の認知度は令和5年4月時点で9.4％（厚生労働省「令和5年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」）となっている。 厚生労働省としては、同計画に基づき、同休暇制度の周知・啓発のため、ご指摘のパンフレットやポスターの作成に加え、事例の収集と事例集の作成・配付、これらコンテンツの働き方・休み方改善ポータルサイトにおける周知等に取り組んでいる。 このような状況の中、同休暇制度の導入状況は1.4％（同調査）にとどまっている状況であるが、法定外の休暇制度は労使による話し合いによって各事業場の実情に応じて導入されることから、同休暇制度の導入の意義や必要性等についての導入企業へのインタビュー動画の作成及び情報発信を行い、同休暇制度の導入促進にも取り組んでいるところである。 また、休暇に対する賃金そのものを直接補助するものではないが、働き方改革推進支援助成金において、犯罪被害者の方が心身の回復のために利用できる病気休暇や利用目的を問わない時間単位年休の制度導入に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、その取組費用（就業規則の作成、専門家によるコンサルティング等に要する費用）の一部を助成しており、ご指摘の助成金の導入については既に実施している。 なお、各会社で設けるいわゆる特別休暇については、モデル就業規則においても取り扱うとともに、同休暇の記載例を関係リーフレットへの記載や同ポータルサイトへの掲載による周知を行い、その導入促進に取り組んでいる。
40	假谷 構成員	国内企業における犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入状況について、令和5年4月時点で1、4％にとどまっている状況であるのは、極めて残念である。第4次犯罪被害者等基本計画で実現しようとしているのは、「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入」であり、会社・組織・労働組合は、公務員の制度を参考にするケースがあることから、公務員が率先して（手本として）、当該休暇制度を導入されたい。	37	人事院	国家公務員の休暇制度は、国家公務員法に基づき情勢適応の原則の下、民間における普及状況に合わせることを基本に、官民均衡の観点から適宜見直しを行ってきているところである。引き続き、厚生労働省における取組や民間の動向等を注視しつつ、必要に応じて検討を行ってまいりたい。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
86	犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度について導入を促進するため、まずは国が率先して制度を導入するべきである。国家公務員の休暇制度に、当該休暇制度を導入してほしい。	37	人事院	国家公務員の休暇制度は、国家公務員法に基づき情勢適応の原則の下、民間における普及状況に合わせることを基本に、官民均衡の観点から必要があれば適宜見直しを行ってきているところです。引き続き民間の動向等を注視しつつ、必要に応じて検討を行ってまいります。
87	犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度について、導入を義務化したり、導入の促進に向けた周知・啓発をしたりしてほしい。	37	厚生労働省	当該休暇制度の周知や導入促進を図るため、ポスターや就業規則のひな形等を記載したパンフレットの作成に加え、事例の収集と事例集の作成、配布導入の意義や必要性等についての導入企業へのインタビュー動画の作成、これらコンテンツの働き方・休み方改善ポータルサイトにおける周知等に取り組んでいます。また、休暇に対する賃金そのものを直接補助するものではありませんが、働き方改革推進支援助成金において、一定の要件はあるものの犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、その取組費用（就業規則の作成、専門家によるコンサルティング等に要する費用）の一部を助成しています。 引き続き、こうした取組を通じて各企業における当該休暇制度の導入促進に努めてまいります。

論点3 犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化

○ 犯罪被害者等に対する支援内容の充実

- ・ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用
- ・ 被害時期に応じた適切な支援の提供（特に、殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける中長期的な影響（心理面など）とこれらへの対応）
- ・ 犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保

■ 議論の観点

※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

- 犯罪被害給付制度の見直しについて様々な要望があるが、どのように考えるか。また、犯罪被害給付制度ではない新たな仕組み（「立替払」など）を求める意見についてはどのように考えるか。
- 地方公共団体による犯罪被害者等に特化した制度・サービスについて、どのような点について更に充実させていくべきか。また、どのような形で国が地方公共団体の取組を促進することが適当か。地方公共団体の取組についての公表の在り方について更に見直す余地はあるか。
（例えば、見舞金・貸付金制度や、公営住宅の優先入居についてどう考えるか。犯罪被害者等にとって利便性のよいものになっているか。）
- 犯罪被害者等の支援二ーズに対して、犯罪被害者等以外も利用できる社会福祉等の制度・サービスが犯罪被害者等に十分に活用されているか。
- 中長期的な影響として、犯罪被害者等の心理的な反応にどのようなものがあり、例えば自助グループによるつながりなど、どのような関わりが被害回復にとって重要か。
- 給付制度に限らず、民間への援助なども含めた犯罪被害者等施策に関する財源の在り方（国と地方の関係、財源負担者の在り方など）についてどのように考えるか。

■ 前回までの会議における主な御意見

- 犯罪被害給付制度の更なる見直しや、「立替払」を含めた新たな補償・経済的支援の制度についても検討するべきで、少なくとも何らか調査・研究をするなどの取組ができないか。
- 犯罪被害者等に対する支援は裁判が終わった後も必要であり、中長期的な支援としては、自助グループなどにおけるつながりが被害からの回復のためには重要ではないか。
- 議論の順番には注意する必要があるが、新たな財源の確保についての議論が必要である。

本論点に関連する令和6年7月の第44回会議に際していただいた有識者からの御意見と国民からの要望・意見

【犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
18	武構成員	判決から10年後、未払いの加害者に対して、再提訴するときの弁護士や費用の支援がほとんどない。被害者が未払いの加害者に対して直接、連絡を入れたり請求したりすることでトラブルが起こる。そのことで、自分を責めたり加害者の態度や言動で傷つけられている。この問題が解決しないと被害回復はなかなかできない。国が立て替え払いをして、その後、加害者から絶対に回収するということを考えて欲しい。被害者が苦勞しながら費用もかけて加害者に請求し続けている人は、金額はまちまちではありますが、加害者が支払っている。でも、動けない被害者の場合は、ほとんどが支払われていない。被害者個人でも動くと思わせることが出来ているのだから、国は、加害者からの回収は期待できなからというのではなく、きちんと加害者から回収すること考えて欲しい。被害者自身で動いている人たちは、命を削って動いているように感じるので早急に考えて欲しい。		◎警察庁 法務省	いわゆる立替払制度については、これまでも制度の創設を求める声があり、有識者検討会においても議論がなされたが、制度趣旨の考え方、国の有する責任と加害者の責任との関係等の様々な課題が指摘されているところ。 しかしながら、犯罪被害者等が犯罪被害に起因する様々な影響を受け、経済的にも様々な困難に直面しており、また、加害者からの損害賠償を十分に受けることができない現状にあることから、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組について、引き続き具体的施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として検討してまいりたい。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員会において御議論いただくのが適当ではないかと考えているところ。
20	假谷構成員	犯給制度の重傷病給付金における3日以上入院要件が厳しいので、拡充されたい。	14	警察庁	犯給制度の重傷病給付金における入院要件については、重大な被害を対象として給付をする制度趣旨を踏まえ、検査入院の場合などを除いた最低限の日数としている。 また、精神疾患に関しては入院療養を必要としない場合であっても重大な被害が生じ得ることに鑑み、入院要件は設けていない。現時点でこれらを更に見直すべき事情は生じていないと認識している。 なお、性犯罪被害に関する医療費について、公費負担による支援内容の充実を引き続き図っていく。
21	假谷構成員	見舞金・貸付金制度について、給付実績（件数・金額）を公表されたい。	17	警察庁	見舞金・貸付金制度の利用実績は、特に実績数の少ない小規模県において、当該実績から事案や個人が特定され、二次的被害につながるおそれのあることから公表はしていないが、地方公共団体が行う犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入に向けた検討に資するよう、二次的被害につながるおそれ等も踏まえ、都道府県・政令指定都市・市区町村の区分ごとに合計した給付実績を公表したところである。
24	假谷構成員	国外犯罪の犯給水準を上げることを検討するべき。支給件数が少なすぎる。	19	警察庁	(前段) 国外犯罪被害弔慰金等の支給額については、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯給制度のような厳密な調査を要さない制度とすることを踏まえて定められたものであるところ、現時点でこれを見直すべき事情は生じていないと認識している。 (後段) 日本人の国外犯罪被害について、外務省から情報提供を受けるなど、必要な連携を図っている。
25	假谷構成員	国外犯罪被害弔慰金等支給制度の改定の検討は行われているか。犯給制度と比しても低額にすぎるとはいえないか。	19	警察庁	国外犯罪被害弔慰金等の支給額については、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯給制度のような厳密な調査を要さない制度とすることを踏まえて定められたものであるところ、現時点でこれを見直すべき事情は生じていないと認識している。
27	假谷構成員	犯罪被害者の公営住宅への入居に関する通知の内容の実施状況について、具体的な実態調査を行われたい。	21	国土交通省	犯罪被害者の公営住宅への入居に関する通知の内容の実施状況については、都道府県・政令市に対し実態調査を実施している。
28	假谷構成員	犯罪被害者等への公営住宅に係る情報提供について、周知されているのか疑問がある。	24	国土交通省	「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」（平成17年12月26日国土交通省住宅局長通知）において、犯罪被害者等への公営住宅に係る情報提供については関係機関の協力を得ながら積極的に対応するよう要請しており、情報提供の方法について、都道府県・政令市に対し実態調査を実施している。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
19	「犯罪等により生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者であるが、犯罪被害者等からは、加害者の損害賠償責任が果たされず、十分な賠償を受けることができないことに対する不満の声が寄せられている。」ことに對し、具体的な対策を講じてほしい。		◎警察庁 法務省	特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」では、在所期間を通して、被害者及びその遺族等に対する被害弁償の責任を自覚させ、その具体的な方法について考えるよう指導しています。 保護観察所においては、被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者に対し、犯した罪の大きさを認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とした「しよく罪指導プログラム」を実施しています。 また、面接等により、被害弁償の履行状況等を疎明資料等によって把握し、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう指導しています。 引き続き、自発的な謝罪や被害弁償がなされるよう、指導の充実に努めてまいります。 その上で、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組を行うことは重要であると認識しており、引き続き具体的施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として検討してまいります。
49	被害者が様々な負担をして債務名義を得ても何の実効性もなく、加害者に逃げ得を許している状態にあることから、いわゆる「立替払制度」や新たな補償制度の導入を検討してほしい。		◎警察庁 法務省	いわゆる立替払制度については、これまでも制度の創設を求める声があり、有識者検討会においても議論がなされましたが、制度趣旨の考え方、国の有する責任と加害者の責任との関係等の様々な課題が指摘されているところです。 しかしながら、犯罪被害者等が犯罪被害に起因する様々な影響を受け、経済的にも様々な困難に直面しており、また、加害者からの損害賠償を十分に受けることができない現状にあることから、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組について、引き続き具体的施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として検討してまいります。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員等会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
50	犯罪被害者等給付金について、更なる給付額の増額を検討してほしい。	13	警察庁	犯罪被害者等給付金の給付額については、令和6年6月、「犯罪被害者給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」における提言（同年4月取りまとめ）を踏まえ、遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額の引上げや遺族給付基礎額の算定における加算額の新設を内容とする改正を行い、給付水準の大幅な引上げを図ったところです。まずは改正制度の運用を行っていく必要があると考えております。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員等会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
53	犯罪被害給付制度について、性暴力被害者等に対する給付を更に充実させてほしい。	13	警察庁	犯罪被害給付制度は、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による死亡、重傷病又は障害を対象とした給付制度であり、性犯罪を含め罪種を問わず受給できるものです。引き続き、個別の事案に応じて、丁寧な制度教示を行ってまいります。 また、性犯罪被害者に対する給付については、犯罪被害給付制度以外にも、医療費の公費負担制度やカウンセリング費用の公費負担制度もあることから、これら制度全体を通じて、性犯罪被害者に対する支援の充実に引き続き努めてまいります。
54	犯罪被害の場所・時期にかかわらず、犯罪被害者等給付金が支給される制度としてほしい。	13	警察庁	（犯罪被害の場所） 国内における重大な犯罪被害に対しては犯罪被害給付制度が、海外における重大な犯罪被害に対しては国外犯罪被害者慰金等支給制度が運用されているところです。 海外における重大な犯罪被害については、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」における議論においても、犯罪被害給付制度をそのまま拡大適用させるべきとの結論には至らなかったところであり、実際に、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯罪被害給付制度ほどの厳密な調査を要さないなど同制度とは別の制度として国外犯罪被害者慰金等支給制度が創設され、運用されているところであり引き続き、両制度の運用を行ってまいります。 （犯罪被害の時期） 犯罪被害給付制度、国外犯罪被害者慰金等給付制度のいずれについても、申請期間は、原則として、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害（国外犯罪被害者慰金等給付制度にあっては死亡又は障害）の発生を知った日から2年又は発生した日から7年とされていますが、当該期間内に申請できなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から6か月以内に限り申請をすることができるの特例も設けているところです。引き続き、丁寧に制度教示を行うなど、適切に制度を運用してまいります。
55	重傷病給付金の支給期間を延長してほしい。	13	警察庁	重傷病給付金の支給対象期間については、「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」の提言（平成29年7月取りまとめ）において、治療又は症状固定に要する期間についての追跡調査の結果、3年とすることに立法事実が認められるとされたことから、平成30年に1年間から3年間に支給対象期間の拡大を行っております。 同提言においては、支給期間を無期限に拡大することについては、立法事実が認められないとされたことに加え、犯罪行為による負傷又は疾病であるか否かを認定することが困難となる等の指摘がなされたところであり、支給対象期間の更なる拡大は困難です。 長期的な支援を必要とする場合には、犯罪被害給付制度で対応するよりもむしろ、他の社会保障制度や福祉制度等に橋渡しをしていくことが重要であると考えられることから、適切な支援が受けられるよう、地方における途切れない支援の提供体制の強化にも努めてまいります。 なお、犯罪被害給付制度について、犯罪被害により一定の障害が残った方については、重傷病給付金とは別に、その障害の程度に応じた障害給付金の支給も申請することができるところであり、申請可能な給付について丁寧に教示するなどの適切な制度運用も継続してまいります。

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和 7 年 1 月時点での関係府省庁の考え方
64	シングルマザーが子を養育しているようなケースで、その子が犯罪被害によって亡くなった場合、養育にかかわっていなかった父親も、損害賠償、自賠責、犯罪被害者等給付金等を受け取ることができる。このようなケースにおいては、実際に養育している母親が全額賠償や給付を受けることができるようにしてほしい。		警察庁 法務省 国土交通省	【警察庁】 犯罪被害給付制度は、労災制度等の他の公的救済を受けることができない犯罪被害者等に対する給付制度であり、その受給者は、他の公的給付制度に倣ったものとしてしているところです。 また、遺族給付金の支給対象から除外される遺族としては、犯罪被害者を故意に死亡させたり、犯罪被害者が亡くなる前に、その被害者が亡くなることによって遺族給付金を先順位・同順位で支給される遺族を故意に死亡させたりした者等が定められておりますが、これらの当然に除外される者以外に、いかなる者が支給を受けるべき遺族から除外されるべきであるかの判断や実際の認定は極めて困難なものとなると考えております。 【法務省】 不法行為による損害賠償請求権は、可分債権として民法第427条が適用される結果、遺産分割の手続を待たずとも、法律上当然に相続分に応じて分割され、各共同相続人が承継するとされています（最高裁判決昭和29年4月8日）。そのため、養育に関わっていなかった者についても、その者が相続人の地位を有している限り、相続分に応じて損害賠償請求権を承継することとなります。このような相続一般に関わる規律を見直すことについては、慎重な検討を要するものと考えられます。 なお、子の養育に関わっていなかった父親が、子に対して虐待をし、若しくは重大な侮辱を加えたとき、又は父親にその他の著しい非行があったときは、意思能力を有する子は、父親の相続権をはく奪するため、推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができます（民法第892条）。 【国土交通省】 特定の状況下における損害賠償請求権の相続等一般に関する御要望と存じますところ、自賠責保険・共済は、自動車の運行により、他人の生命又は身体が害され、保有者に民法等に基づく損害賠償責任が発生した場合の保有者及び運転者の損害をてん補するものであるため、自賠責保険・共済においてのみ、民法の規定によらず、特定の人物を相続人から廃除し損害のてん補としての保険金を受け取れないようにすることは困難です。
72	犯罪被害者については、事後的な給付制度での負担軽減を図るのではなく、犯罪被害者であり医療費を負担しなくてもいいことを証明する書類を交付し、そもそも病院の窓口での自己負担を要しないような制度としてほしい。		内閣府 警察庁 厚生労働省	【内閣府】 内閣府では、ワンストップ支援センターを設置・運営する都道府県等に対する交付金により、やむを得ない事情により警察に相談できなかった性犯罪・性暴力被害者について、緊急避妊や性感染症検査、カウンセリング等の費用を補助していますが、これは、各都道府県等による取組を支援するものであり、医療費等の支払方法等を含む具体的な事業の設計は、各都道府県等に委ねられています。 【警察庁】 各都道府県警察において運用されている公費負担制度については、原則として、警察が医療機関に対して直接支払うもので、被害者の負担にならないように運用されています。 【厚生労働省】 公的医療保険制度においては、特別の理由がある者に対し、一部負担金の徴収猶予等の対応を行っており、今後も制度の適切な運用に努めてまいります。
75	地方公共団体による見舞金制度について、地域間格差を埋めることが必要である。例えば、国が地方自治体に補助を行うなど、地域間格差を是正するための取組を行ってほしい。	17	警察庁	国においては、地方公共団体向けの研修・会議等を通じた見舞金制度導入の要請を進めており、導入数も着実に増加していると認識しています。引き続き、これらの取組を推進してまいります。 なお、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。
76	地方公共団体の見舞金制度には、重傷病ではなく性犯罪を対象とした見舞金の仕組みを設けるべきである。制度の有無を公表するなどにより、地方公共団体における制度の導入を促してほしい。	17	警察庁	地方公共団体における見舞金制度の導入状況については、警察庁ホームページにおいて既に公表しているところ、性犯罪を対象とした見舞金制度がある場合には、その旨を記載し、公表しているところです。 なお、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。
77	国と地方公共団体の役割分担を明確にした上で、国から都道府県への財政的支援の制度を創設し、「支援金」など市町村が行う具体的な日常生活支援が自治体間で格差なく行われるようにしてほしい。	17 30 166	警察庁	令和6年4月に公表した「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめにおいて、都道府県や市区町村等の犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割について示しており、警察庁において、関連通知や執務資料を発出しているところです。 また、警察庁においては、現在、都道府県単位で犯罪被害者等支援コーディネーターを中心としたワンストップサービス体制の構築・運用が行われるよう、都道府県に対する補助金事業の創設に要する関連経費を令和7年度政府予算案に計上するなどの取組を推進しているところであり、引き続き地方における支援の充実にも努めてまいります。 なお、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
78	被害直後の様々な生活上の困難があるほか、犯罪被害によって生じる経済的負担は長期化するケースもあり、既存の給付金・見舞金制度や公費負担制度では、日常の細かな生活に対する支援が十分ではない。被害後の生活支援に対する取組を進めるべきである。	30	◎警察庁 厚生労働省	警察庁においては、現在、都道府県単位で犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とし、犯罪被害者等の多岐にわたるニーズを把握して、生活を支援する各種制度・サービスに漏れなくつなげていく「ワンストップサービス」体制の構築・運用が行われるよう各種取組を推進しているところですが、引き続き、犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議を活用して、関係府省庁と緊密に連携して、被害後の生活支援に対する取組を推進してまいりたいと考えております。 なお、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。
80	公営住宅への優先入居を図ることとされているが、入居までに時間がかかるなど、被害者のニーズに沿った運用がなされておらず、機能しているとは言い難い。制度を改善するべきであり、また、そのために制度の内容や利用実績について国で調査・公表したり、制度や運用のモデルを国から示すなどの取組を行ってほしい。	20～24	国土交通省	公営住宅への優先入居については、都道府県・政令市に対し実態調査等を実施しており、引き続き実態把握を行うとともに、制度の適正な運用に向けた取組を行ってまいります。
81	公営住宅への優先入居制度では、被害者のニーズに沿ったタイムリーな転居ができないことから、一部の自治体で導入されている転居費用の助成について、全国の自治体で導入されるよう働きかけてほしい。	30	警察庁	地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、転居費用助成を含む住居関係支援制度の導入状況についても公表したところです。今後も、公表内容の更なる充実等の取組を通じて、転居費用助成制度の導入をはじめとした地方公共団体における犯罪被害者等施策の充実にも努めてまいります。
89	国外犯罪被害弔慰金等支給制度についても、犯罪被害給付制度とのバランスに配慮し、給付額を見直してほしい。	19	警察庁	国外犯罪被害弔慰金等支給制度については、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯罪被害給付制度ほどの厳密な調査を要さないなど犯罪被害給付制度とは別の制度として運用されているところであり、支給額の見直しについても制度の特徴等を踏まえ慎重に検討する必要があると考えております。
268	条例未整備の市町村に対し、国がヒアリングするなどして、積極的な情報、ノウハウの提供や財政的な支援を行うべきである。 また、既に制定している自治体が改正に向けて条例の内容を比較検討できるようなポータルサイトを作成するべきではないか。この際、条例だけではなく、被害者支援に従事する組織体制、専門職の有無、予算も比較できるようにすることが求められる。	166	警察庁	警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定・改定に向けた検討に資する資料の提供を行っており、引き続き、ウェブサイトに掲載する情報の更新も含め、地方における支援の充実に向けた検討を行ってまいります。
270	多くの地方自治体が過失犯罪を支援制度の対象から外している。相談だけなら受ける、という自治体がどれくらいあるのかも不明である。全国のすべての自治体を対象に調査し、現状を把握し、自治体間の支援内容の差異をなくしてほしい。過失犯罪を見舞金支給の対象外をしていることの是非について検討してほしい。	166 168 17	警察庁	地方公共団体の取組について一律に基準を示すのは困難であり、また、地方公共団体の実情も踏まえ、限られた人員・予算の中で個別の支援施策ごとに支援対象が決定されるべきものではありませんが、地方公共団体における支援施策の検討に資するべく、警察庁においては、これまでも地方公共団体の状況調査を実施してきたところ、地方における被害者支援の充実にも資するよう、地方公共団体の作業量も踏まえつつ、調査事項の適切な選定等に努めてまいります。 また、支援窓口での適切な対応がなされるよう、研修素材の提供、講師の派遣等、職員研修の実施にも努めてまいります。
272	自治体によって統計方法が異なるため、統一した統計方法を国が示してほしい。	166～168 170	警察庁	地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討により資する情報提供を行うため、地方公共団体における犯罪被害者等支援に関する取組の統計の集計方法や公表方針について検討してまいります。
273	自治体による支援は、地域間格差が大きい。国や都道府県が連携して、自治体間での支援の格差が広がらないよう取り組み、犯罪被害者や遺族が支援の難民にならないように配慮してほしい。	166	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県単位で犯罪被害者等支援コーディネーターを中心としたワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実にも努めてまいります。 また、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。
311	全国の地方公共団体の支援制度をとりまとめた詳しい情報がないことから、特に被害者のニーズの多い支援制度については、全ての地方公共団体に制度の有無や実績等を調査し、情報を得られるようにしてほしい。国において地方公共団体に関する調査の実施や先進的自治体の紹介の等の情報提供に関する施策を充実させてほしい。	171 168	警察庁	地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。

【被害時期に応じた適切な支援の提供（特に、殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける中長期的な影響（心理面など）とこれらへの対応）】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和 7 年 1 月時点での関係府省庁の考え方
52	伊藤 構成員	「家庭内暴力や児童虐待等の児童思春期における様々な精神保健に関する問題への対応」とあるが、この中に、こども自身が（家庭以外での）犯罪の被害にあったり、家族（きょうだい）が被害にあったりした場合の中長期にわたる心のケアも含めてほしい。	47	厚生労働省	心のケアという観点では、児童であるかどうかに関わらず、「心のケア相談研修」において、犯罪被害や社会的な影響等に起因するストレスや不安に関する相談をはじめ、うつ病の予防や心の健康づくり、自殺防止にかかるメンタルヘルス上の相談等に適切に対応できる人材を養成するための研修を実施しております。 また、「児童・思春期精神保健研修」に加え、「PTSD対策専門研修」を実施しており、このうち「犯罪・性犯罪被害者コース」において、家庭内に限らず犯罪・性暴力被害者等に対する治療・支援などに対応できる人材を養成するための研修を行っております。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和 7 年 1 月時点での関係府省庁の考え方
60	犯罪被害者等給付金に係るこれまでの見直しについて、見直し前に犯罪被害に遭った方にも適用されるようにしてほしい。	13	警察庁	犯罪被害給付制度の遡及適用については、これまでも導入を求める声があり、有識者検討会においても議論がなされましたが、いつの時点まで遡るのかについて公正かつ合理的な基準を設けることが難しいなど公平性等の観点で課題が指摘されております。直近においても「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」における議論の中で同様の課題が指摘され、遡及適用すべきとの結論には至らなかったところです。 他方、遡及適用が難しいとしても、過去の犯罪被害によって現在も苦しむ方々に対する支援をどのように考えるかという観点は重要であると認識しており、引き続き、関係府省庁と連携して、犯罪被害者等施策全体の充実を図ってまいります。
350	社会活動をしている遺族が心ない誹謗中傷等や被害の再体験によりつらい思いをすることがあることから、こうした方が支援を必要とする場合の体制を構築してほしい。	224	◎警察庁 法務省	警察においては、全国の犯罪被害者等支援担当者に対して、PTSD等の精神的被害に関する知識を含め、犯罪被害者等支援に関する教育を行っているほか、二次的被害によるものを含め、事件による心身の不調が生じた場合にカウンセリングを実施する体制を整備しております。 法務省では、全国の法務局において、犯罪被害者からの人権相談に応じています。インターネット上の誹謗中傷に関しては、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等に対して当該情報の削除要請を行う等の施策を行っています。 また、法テラスでは、職員に対し、二次的被害を防止して犯罪被害者等に適切に対応できるようにするための各種研修を実施しているほか、犯罪被害者等に対し、法制度や相談窓口に関する情報を提供するなどしています。
369	未成年時に被害を受けた被害者や加害者が長期刑の被害者等、年数の経過した後には相談支援を必要とする被害者をも想定して支援制度が作られるよう、国の各種制度の見直しや地方公共団体ほか関係機関・団体の各種制度の拡充を促進してほしい。		警察庁	地方公共団体や関係機関・団体に対して、犯罪被害者等の置かれた状況に応じた相談対応等を行うよう働きかけるとともに、関係省庁と連携し、様々な犯罪被害者等のニーズを踏まえた施策の充実にも努めてまいります。
370	重点課題の中に殺人事件遺族への長期にわたる寄り添い支援の必要性を明記するとともに、被害者支援センターの役割に殺人事件遺族に対する精神的な被害軽減、長期にわたる寄り添い支援を明記し、そのための体制整備、都道府県等による支援強化の必要性を明らかにしてほしい。 基礎自治体の支援においても、殺人事件遺族の長期にわたる支援が重要な対象となることを明記してほしい。		警察庁	殺人事件の御遺族を含む犯罪被害者等が被害から回復するためには長い期間を要し、その間に必要な支援の内容も変わり得ることから、第4次計画においても、犯罪被害者等を中長期的に支援するための体制整備の必要性を明記しているところです。早期援助団体等の役割に殺人事件の御遺族への支援のみを特記することは困難ですが、地方公共団体や関係機関・団体と協力して、こうした方々も含む犯罪被害者等のニーズを踏まえ、必要な支援につなげていくための体制整備を引き続き進めてまいります。

【犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
18	武 構成員	判決から10年後、未払いの加害者に対して、再提訴するときの弁護士や費用の支援がほとんどない。被害者が未払いの加害者に対して直接、連絡を入れたり請求したりすることでトラブルが起こる。そのことで、自分を責めたり加害者の態度や言動で傷つけられている。この問題が解決しないと被害回復はなかなかできない。国が立て替え払いをして、その後、加害者から絶対に回収するということを考えて欲しい。被害者が苦勞しながら費用もかけて加害者に請求し続けている人は、金額はまちまちではありますが、加害者が支払っている。でも、動けない被害者の場合は、ほとんどが支払われていない。被害者個人でも動くと思わせることが出来ているのだから、国は、加害者からの回収は期待できなからというのではなく、きちんと加害者から回収すること考えて欲しい。被害者自身で動いている人たちは、命を削って動いているように感じるので早急に考えて欲しい。		◎警察庁 法務省	いわゆる立替払制度については、これまでも制度の創設を求める声があり、有識者検討会においても議論がなされたが、制度趣旨の考え方、国の有する責任と加害者の責任との関係等の様々な課題が指摘されているところ。 しかしながら、犯罪被害者等が犯罪被害に起因する様々な影響を受け、経済的にも様々な困難に直面しており、また、加害者からの損害賠償を十分に受けることができない現状にあることから、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組について、引き続き具体的施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として検討してまいりたい。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えているところ。
20	假谷 構成員	犯給制度の重傷病給付金における3日以上入院要件が厳しいので、拡充されたい。	14	警察庁	犯給制度の重傷病給付金における入院要件については、重大な被害を対象として給付をする制度趣旨を踏まえ、検査入院の場合などを除いた最低限の日数としている。 また、精神疾患に関しては入院療養を必要としない場合であっても重大な被害が生じ得ることに鑑み、入院要件は設けていない。現時点でこれらを更に見直すべき事情は生じていないと認識している。 なお、性犯罪被害に関する医療費について、公費負担による支援内容の充実を引き続き図っていく。
24	假谷 構成員	国外犯罪の犯給水準を上げること検討するべき。支給件数が少なすぎる。	19	警察庁	(前段) 国外犯罪被害弔慰金等の支給額については、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯給制度のような厳密な調査を要さない制度とすることを踏まえて定められたものであるところ、現時点でこれを見直すべき事情は生じていないと認識している。 (後段) 日本人の国外犯罪被害について、外務省から情報提供を受けるなど、必要な連携を図っている。
25	假谷 構成員	国外犯罪被害弔慰金等支給制度の改定の検討は行われているか。犯給制度と比しても低額にすぎるのはないか。	19	警察庁	国外犯罪被害弔慰金等の支給額については、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯給制度のような厳密な調査を要さない制度とすることを踏まえて定められたものであるところ、現時点でこれを見直すべき事情は生じていないと認識している。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
49	被害者が様々な負担をして債務名義を得ても何の実効性もなく、加害者に逃げ得を許している状態にあることから、いわゆる「立替払制度」や新たな補償制度の導入を検討してほしい。		◎警察庁 法務省	いわゆる立替払制度については、これまでも制度の創設を求める声があり、有識者検討会においても議論がなされましたが、制度趣旨の考え方、国の有する責任と加害者の責任との関係等の様々な課題が指摘されているところです。 しかしながら、犯罪被害者等が犯罪被害に起因する様々な影響を受け、経済的にも様々な困難に直面しており、また、加害者からの損害賠償を十分に受けることができない現状にあることから、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組について、引き続き具体的施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として検討してまいります。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
50	犯罪被害者等給付金について、更なる給付額の増額を検討してほしい。	13	警察庁	犯罪被害者等給付金の給付額については、令和6年6月、「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」における提言（同年4月取りまとめ）を踏まえ、遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額の引上げや遺族給付基礎額の算定における加算額の新設を内容とする改正を行い、給付水準の大幅な引上げを図ったところです。まずは改正制度の運用を行っていく必要があると考えております。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
53	犯罪被害給付制度について、性暴力被害者等に対する給付を更に充実させてほしい。	13	警察庁	犯罪被害給付制度は、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による死亡、重傷病又は障害を対象とした給付制度であり、性犯罪を含め罪種を問わず受給できるものです。引き続き、個別の事案に応じて、丁寧な制度教示を行ってまいります。 また、性犯罪被害者に対する給付については、犯罪被害給付制度以外にも、医療費の公費負担制度やカウンセリング費用の公費負担制度もあることから、これら制度全体を通じて、性犯罪被害者に対する支援の充実に取り組みしてまいります。

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和 7 年 1 月時点での関係府省庁の考え方
54	犯罪被害の場所・時期にかかわらず、犯罪被害者等給付金が支給される制度としてほしい。	13	警察庁	（犯罪被害の場所） 国内における重大な犯罪被害に対しては犯罪被害給付制度が、海外における重大な犯罪被害に対しては国外犯罪被害弔慰金等支給制度が運用されているところです。 海外における重大な犯罪被害については、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」における議論においても、犯罪被害給付制度をそのまま拡大適用させるべきとの結論には至らなかったところであり、実際に、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯罪被害給付制度ほどの厳密な調査を要さないなど同制度とは別の制度として国外犯罪被害弔慰金等支給制度が創設され、運用されているところであり、引き続き、両制度の運用を行ってまいります。 （犯罪被害の時期） 犯罪被害給付制度、国外犯罪被害弔慰金等給付制度のいずれについても、申請期間は、原則として、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害（国外犯罪被害弔慰金等給付制度にあっては死亡又は障害）の発生を知った日から 2 年又は発生した日から 7 年とされていますが、当該期間内に申請できなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から 6 か月以内に限り申請をすることができるの特例も設けているところです。引き続き、丁寧に制度教示を行うなど、適切に制度を運用してまいります。
55	重傷病給付金の支給期間を延長してほしい。	13	警察庁	重傷病給付金の支給対象期間については、「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」の提言（平成29年7月取りまとめ）において、治癒又は症状固定に要する期間についての追跡調査の結果、3 年とすることに立法事実が認められるとされたことから、平成30年に 1 年間から 3 年間に支給対象期間の拡大を行っております。 同提言においては、支給期間を無期限に拡大することについては、立法事実が認められないとされたことに加え、犯罪行為による負傷又は疾病であるかを認定することが困難となる等の指摘がなされたところであり、支給対象期間の更なる拡大は困難です。 長期的な支援を必要とする場合には、犯罪被害給付制度で対応するよりもむしろ、他の社会保障制度や福祉制度等に橋渡しをしていくことが重要であると考えられることから、適切な支援が受けられるよう、地方における途切れない支援の提供体制の強化にも努めてまいります。 なお、犯罪被害給付制度について、犯罪被害により一定の障害が残った方については、重傷病給付金とは別に、その障害の程度に応じた障害給付金の支給も申請することができるところであり、申請可能な給付について丁寧に教示するなどの適切な制度運用も継続してまいります。
64	シングルマザーが子を養育しているようなケースで、その子が犯罪被害によって亡くなった場合、養育にかかわっていなかった父親も、損害賠償、自賠責、犯罪被害者等給付金等を受け取ることができる。このようなケースにおいては、実際に養育している母親が全額賠償や給付を受けることができるようにしてほしい。		警察庁 法務省 国土交通省	【警察庁】 犯罪被害給付制度は、労災制度等の他の公的救済を受けることができない犯罪被害者等に対する給付制度であり、その受給者は、他の公的給付制度に就いたものとしているところです。 また、遺族給付金の支給対象から除外される遺族としては、犯罪被害者を故意に死亡させたり、犯罪被害者が亡くなる前に、その被害者が亡くなることによって遺族給付金を先順位・同順位で支給される遺族を故意に死亡させたりした者等が定められておりますが、これらの当然に除外される者以外に、いかなる者が支給を受けるべき遺族から除外されるべきであるかの判断や実際の認定は極めて困難なものとなると考えております。 【法務省】 不法行為による損害賠償請求権は、可分債権として民法第427条が適用される結果、遺産分割の手続を待つまでもなく、法律上当然に相続分に応じて分割され、各共同相続人が承継するとされています（最高裁判決昭和 2 9 年 4 月 8 日）。そのため、養育に関わっていなかった者についても、その者が相続人の地位を有している限り、相続分に応じて損害賠償請求権を承継することとなります。このような相続一般に関わる規律を見直すことについては、慎重な検討を要するものと考えられます。 なお、子の養育に関わっていなかった父親が、子に対して虐待をし、若しくは重大な侮辱を加えたとき、又は父親にその他の著しい非行があったときは、意思能力を有する子は、父親の相続権をはく奪するため、推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができます（民法第 8 9 2 条）。 【国土交通省】 特定の状況下における損害賠償請求権の相続等一般に関する御要望と存じますところ、自賠責保険・共済は、自動車の運行により、他人の生命又は身体が害され、保有者に民法等に基づく損害賠償責任が発生した場合の保有者及び運転者の損害をてん補するものであるため、自賠責保険・共済においてはのみ、民法の規定によらず、特定の人物を相続人から廃除し損害のてん補としての保険金を受け取れないようにすることは困難です。
89	国外犯罪被害弔慰金等支給制度についても、犯罪被害給付制度とのバランスに配慮し、給付額を見直してほしい。	19	警察庁	国外犯罪被害弔慰金等支給制度については、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯罪被害給付制度ほどの厳密な調査を要さないなど犯罪被害給付制度とは別の制度として運用されているところであり、支給額の見直しについても制度の特徴等を踏まえ慎重に検討する必要があると考えております。
91	被害直後の支援金の交付などを目的として、犯罪被害者基金を設立してほしい。		警察庁	犯罪被害者等給付金に関しては、犯罪被害の早期軽減という犯罪被害者等給付金の制度趣旨に鑑み、できる限り早期に支給がなされるよう努めているところであり、仮給付の積極的な実施についても引き続き努めてまいります。また、医療費等の公費負担制度については、被害者の方の一時負担がないように運用しています。 なお、犯罪被害給付制度について、犯罪被害により一定の障害が残った方については、重傷病給付金とは別に、その障害の程度に応じた障害給付金の支給も申請することができるところであり、申請可能な給付について丁寧に教示するなどの適切な制度運用も継続してまいります。
92	振り込み詐欺の被害者に被害回復分配金として支払われなかった預保納付金を被害者等の支援の充実のために支出するものとし、被害者等のこどもに対する奨学金及び民間団体への助成に活用されているが、必ずしも犯罪利用預金口座に残された銀行預金に限られる必要はなく、現金や有価証券、貴金属等であっても直接の被害者の回復に充てることができる場合には、被害者支援に活用することが検討されることは不当ではないと考える。 また、犯行形態等に関しても、明らかに詐欺その他の人の財産を擬する罪の犯罪行為の結果として犯罪者側の預金口座に残されたものと立証できる預貯金であればその対象に含めても問題はないものと考えられる。さらに、直接の被害者のない犯罪、例えば薬物・銃器犯罪等の不正収益も、被害者支援のために活用されることも検討されてもよいのではないかと。	18	◎警察庁 金融庁 法務省	犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第 4 次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の 1 つとして、御要望も踏まえて、専門委員会等において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
94	例えば、IR が現実化した場合にはいわゆる「カジノ」の収益金の一部を被害者支援に充てるなど、更なる民間被害者支援団体への助成のための新たな財源確保のための努力を期待する。		◎警察庁 カジノ管理委員会 IR推進本部	犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第 4 次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の 1 つとして、御要望も踏まえて、専門委員会等において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。

論点3 犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化

- 犯罪被害者等に接する者に対する研修の充実
 - ・ 養成段階、実務段階等の各段階に応じた、犯罪被害者等に接する者（自治体、捜査機関、学校、医療機関、法テラス、民間団体、報道関係者等）に対する犯罪被害者等が置かれた状況に関する理解増進、トラウマインフォームドケア教育等の充実

■ 議論の観点 ※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

- 犯罪被害者等が置かれた状況について理解増進を進めるための広報啓発一般や、誰しものが利用できる研修の提供について、内容や周知の方法・対象について工夫できることはあるか。
- 養成の段階（犯罪被害者等に接し得る職種になろうと学校等で学んでいる段階）で、犯罪被害者等が置かれた状況に関する理解増進を進めるために、どのような取組が効果的か。カリキュラムに盛り込むことを検討できないかという観点のほか、犯罪被害者等の声を聞く機会をもってもらふことなどは考えられないか。
- 実務段階において、個別の機関や団体、職種ごとに、特にどのような点に注意した研修を行う必要があるか。また、どのような研修の方法があるか。

■ 前回までの会議における主な御意見

- 対象者が絞られ、興味がある人しか受講しない実務段階の研修とは異なり、等しく全員に対して行われる養成段階での研修は重要である。学校等における養成の段階で被害者支援を学ぶことも重要である。
- 実名報道について、犯罪被害者等が承諾した上で報道されているのか、心を痛めている。
- 犯罪被害者等の心理状態やトラウマについて、弁護士にも研修することが必要ではないか。
- 国民からの要望・意見については、制度の問題ではなく、個別の取扱いに関わる部分も多くあるのではないかとすると、警察官や検察官などに対する研修を充実させ、現場の対応能力を向上させることで解決できる部分も多いのではないかと。運用で対処できる問題なのか、制度上の問題なのか、区別した議論が必要である。

本論点に関連する令和6年7月の第44回会議に際していただいた有識者からの御意見と国民からの要望・意見

【養成段階、実務段階等の各段階に応じた、支援関係者（自治体、捜査機関、学校、医療機関、法テラス、民間団体等）に対する犯罪被害者等が置かれた状況に関する理解増進、トラウマインフォームドケア教育等の充実】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
42	伊藤 構成員	「PTSD対策専門研修」について、入門研修もあるとよい。自治体職員や福祉職が被害者対応するための、基礎的なことを学べる研修を提供していただけると有難い。	38	厚生労働省	「PTSD対策専門研修」の通常コースにおいて、災害被災者や犯罪・事故被害者等、トラウマに対するところのケアが必要な方に対応できる人材を確保するため、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等の精神保健医療従事者等に対しトラウマに対するところのケアにおいて必要な知識を系統的に習得するための研修を実施しております。 また、令和6年度事業においては、精神保健医療従事者等に加え、自治体職員を対象とした研修も実施しております。
45	太田 構成員	犯罪被害者の治療や看護に当たる医師や看護師が被害者に不適切な言動を行って二次被害を与えるケースがあります。医学部や看護学部、看護学校においても被害者支援教育を積極的に実施するようすべきです。	41	文部科学省 厚生労働省	【文部科学省】 医学部においては医学教育モデル・コア・カリキュラムにおいて医師の職責を十分に自覚し、多様性・人間性を尊重し、利他的な態度で診療にあたるプロフェッショナルリズムを身につけることを求めており、大学においてこれらを踏まえた医学教育に取り組んでいるものと承知している。そのため引き続き大学において被害者に不適切な言動を行うことのないよう適切に教育が実施されていくことを促してまいりたい。看護学部においても、看護学教育モデル・コア・カリキュラムに基づき、あらゆる健康レベル、生活の場にある人々の健康で幸福な生活の実現に貢献することを使命とし、人々の尊厳を擁護する看護を実践するプロフェッショナルリズムを身につける教育が行われている。 【厚生労働省】 看護教育については現計画（第4次計画）で対応中[第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 施策番号65にて対応済]
55	太田 構成員	学校における犯罪被害や性犯罪被害が後を絶ちません。子どもに対する犯罪被害防止教育を一層推進する必要があります。さらに、こどもが被害を受けた場合の学校側の対応が極めて稚拙であります危機管理教育も含め、教員に対して犯罪被害が発生した場合の、被害児童やその保護者、他の生徒に対する対応等、適切な対応を取ることができるようにするための研修を必須とすべきであります。	53	文部科学省	子供達が性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするため、「生命（いのち）の安全教育」を推進している。また、学校安全教室の講師となる教職員等に対し、防犯教室講習会を実施し、安全教育における指導力の向上を図っている。 また、警察庁が作成した犯罪被害者等支援に関する動画（ https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kouhyou/kyouzai/shien/index.html ）を、文部科学省では、教育委員会の教育相談担当者等を対象とする協議会や研修等において紹介し、スクールカウンセラー等への周知を依頼している。 教職員等の安全対応能力向上を目的に、事故等発生時の初期対応能力等向上のための講習会の実施を支援している。
56	伊藤 構成員	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置人数だけでなく、被害者支援に特化した研修を実施してほしい。「犯罪被害等への対応に係る留意点を周知」では不十分。	53	文部科学省	警察庁が作成した犯罪被害者等支援に関する動画（ https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kouhyou/kyouzai/shien/index.html ）を、文部科学省では、教育委員会の教育相談担当者等を対象とする協議会や研修等において紹介し、スクールカウンセラー等への周知を依頼している。
61	太田 構成員	第4次計画でも、法科大学院において犯罪被害者等に対する理解の向上に努めることとされているのに、殆どの法科大学院でそうした教育が実施されていない。全国の法科大学院の学生は、将来、法曹となり、犯罪被害者だけではなく、社会的弱者や困難な状況にある者に対する支援や業務に携わることになります。そうした法科大学院の学生には、犯罪被害者の支援に関する教育を経て、「人の痛み」を感じ取る頃ができる人材としていくことが不可欠であります。そこで、各学年定員50名以上の法科大学院では、被害者学なり被害者支援に関する講義を設けること、それ以下の定員のところでも、必ず被害者支援に関するセミナーなりガイダンスを実施すること求めます。	68	文部科学省	大学・大学院における教育課程は、法令に基づき、自ら掲げる教育理念や教育上の目的に基づき編成することとされており、講義内で特定の内容について取り扱うよう一律に義務付けることは困難である。また、セミナーやガイダンス等は教育課程外において自主的に実施しているものであり、特定の内容について取り扱うよう義務付けることは困難であると考えるが、文部科学省としては犯罪被害者等に対する理解の向上等、各法科大学院が真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、引き続き取組を促していく。
62	假谷 構成員	（1）法科大学院で犯罪被害者等に対する理解の向上のため、どのようなカリキュラムが組まれているか、把握されているか。 （2）法科大学院においては、犯罪被害者等に関わる民事・刑事等の法的実務について、被害者の権利の視点からの総合的な法実務の知識を、法曹三者が身につけるべき素養として位置づけ、正規のカリキュラムの中にこれを設定すべきである。 （理由）現状の法科大学院では、刑事関係の授業のなかで犯罪被害者に関わる手続について極短時間とりあげるにすぎない。しかも、犯罪被害者の権利という視点からの総合的な法解釈にもとづく総合てきな授業ではない。犯罪被害者の権利という視点にたった、刑事・民事の総合的な法教育授業が必要となる。かつて、静岡大学法科大学院では「犯罪被害者と法」という2単位の授業をカリキュラムにとりいれこのような授業を実施した実績がある。	68	文部科学省	（1）「現状の法科大学院では～刑事関係の授業のなかで犯罪被害者に関わる手続について極短時間とりあげるにすぎない」とご指摘いただいているが、文部科学省にて全法科大学院のシラバスを確認し、令和6年5月時点において、被害者学又は被害者支援に特化した科目を設置している法科大学院が5校、被害者学又は被害者支援を3回以上扱う科目を開講する予定の法科大学院が2校であると承知している。また、これ以外にも、犯罪被害者等に関連した講義を行う科目を開講する法科大学院は複数校ある。 （2）大学・大学院における教育課程は、法令に基づき、自ら掲げる教育理念や教育上の目的に基づき編成することとされており、講義内で特定の内容について取り扱うよう一律に義務付けることは困難であると考えるが、文部科学省としては犯罪被害者等に対する理解の向上等、各法科大学院が真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、引き続き取組を促していく。
72	假谷 構成員	個人情報の取り扱いのみならず、二次被害を与えないような研修を行ってほしい。	85	法務省	法テラスでは、職員や常勤弁護士に対し、①犯罪被害者等への対応に係るロールプレイ研修、②被虐待児童への初期対応に係る研修、③法テラスの犯罪被害者支援業務に係る研修等を実施し、職員等が二次的被害を防止して犯罪被害者等に適切に対応できるよう努めている。

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
76	假谷 構成員	犯罪被害者等が実名報道を希望しない場合、原則、犯罪被害者などの氏名を公表しない運用をされたい。報道の自由も無制限の権利でなく、プライバシーとの均衡を図るべきというのが憲法上の要請である。被害者が望まないのに、被害事実、被害者実名等が報道される結果となることを承知しながら、記者発表をすることは、実名報道を行っているのと同罪であり、犯罪被害者等のプライバシーを侵害している認識をもつべきである。 また、被害者死亡事案において、遺族が事実を知る前に報道発表をすることは（重大発表等と暗に被害者が死亡したことを示すような発表を含む）、遺族の心情を著しく害する二次被害行為であるから、厳に止められたい。	89	警察庁	警察においては、犯罪被害者等関係者のプライバシー等の権利利益、公表することによって得られる公益、公表が捜査に与える影響等を個別の事案ごとに総合的に勘案して、発表の適否やその内容について組織として判断、決定しているところ。警察としては、引き続き、被害者御本人や御遺族等の意向も十分に尊重してタイミングを含む発表の適否やその内容を個別に判断していくこととしたい。
90	假谷 構成員	指定犯罪被害者支援要員に対する研修等を充実されたい。	107	警察庁	各都道府県警察においては、犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施しているほか、被害者の心情に配慮した支援を推進するため、男性や性的マイノリティの方への対応、障害者の特性を踏まえた対応など、指定被害者支援要員等に対する研修の充実に努めている。
92	假谷 構成員	交通事故以外でも、副検事の被害者に対する説明が不十分である例がある。副検事への研修は交通事故以外でも実施されたい。なお、交通事故に関し、警察段階での捜査が不十分、ずさんで立件に至らないなどの例があり、不満が大きいため、対応策を検討されたい。	115 148	警察庁 法務省	【警察庁】 警察においては、都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置された交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が、飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害行為等が疑われる交通事故や事故原因の究明が困難な交通事故等について、組織的かつ重点的な捜査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行うとともに、交通事故事件捜査の基本である実況見分等に関する教育の充実を図っている。 加えて、本令和6年12月に全国交通事故事件捜査統括官等会議を開催し、都道府県警察の交通事故事件捜査統括官に対し、適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等を指導した。 【法務省】 法務・検察においては、副検事を対象として、交通事故に限らず、刑事事件一般について、犯罪被害者等に関する研修を実施しており、引き続き、適切な研修の実施に努めてまいりたい。
93	假谷 構成員	交通事故において、終局処分が被害者等の希望に沿わないものであることは仕方がないとしても、被害者等の心情を理解した上での、丁寧な説明がなされるよう、さらなる研修の充実を図っていただきたい。 検察庁から、弁護士会に対し（例えば、東京地検から東京三弁護士会に対し）、交通事故事件担当副検事向けの講師派遣を要請しているか。	115	法務省	法務・検察においては、副検事を対象として、交通事故に限らず、刑事事件一般について、犯罪被害者等に関する研修を実施しており、引き続き、適切な研修の実施に努めてまいりたい。 なお、検察当局においては、弁護士会の被害者支援委員会等と連携し、意見交換会や勉強会を実施するなどの取組を行っており、それらの取組には交通事故を担当する副検事も参加しているものと承知している。
133	武 構成員	保護司や保護観察官の中には、被害者のことは自らの仕事でないという意識を持っている人がいる。これらの人々に対する周知や研修を重ねて実施していただきたい。	198	法務省	令和5年12月に改正された更生保護法において、矯正施設収容中の生活環境の調整、仮釈放等審理、保護観察等の同法の規定によりとる措置は、いずれも被害者等の被害に関する心情やその置かれている状況等を十分考慮して行うことが明記された。 こうした規定も踏まえ、地方更生保護委員会及び保護観察所においては、保護観察対象者の処遇に従事する保護観察官に対し被害者等の心情等の理解に資する研修を実施しているほか、保護司に対しても、同様の研修の機会を設けることなどに配慮することとしており、こうした研修を引き続き適切に行ってまいりたい。 また、保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者等支援に関する実践的技能を修得させるための演習等を実施しているところ、被害者担当以外の職員にも当該研修の聴講を案内しているところである。
145	假谷 構成員	犯罪被害者の実名等公表においては、事前に犯罪被害者及びその家族の意向を確認し、原則として意向を尊重していただきたい。 （理由）事件直後の被害者や家族は、突然事件に巻き込まれ、しかもほとんどの場合詳しい事情はわからないままである。加害者がなぜそのような加害行為に及んだのか。犯罪行為の実態はどのようなことであったのか、ほとんどわからない。警察から簡単な説明を受ける程度である。 ところが、他方犯罪行為の動機や経過などについて被疑者が供述すると、それが一方的に報道されてしまう。 そのため、事件直後の犯罪報道では被疑者供述が中心となることが多い。 そういう状況のなかで、被害者の実名や特定事項が報道され、それが家族の勤務先や、子どもの学校で広く知れ渡った場合、どうなるか。 人権擁護をもっとも重視する報道機関において、そのことを理解できないはずはない。被害者や家族が落ち着いたきをとるもどしてから、被害者の理解を得て実名等を報道することで報道表現の自由は守られるはずである。	274	警察庁	警察においては、犯罪被害者等関係者のプライバシー等の権利利益、公表することによって得られる公益、公表が捜査に与える影響等を個別の事案ごとに総合的に勘案して、発表の適否やその内容について組織として判断、決定しているところ。警察としては、引き続き、被害者御本人や御遺族等の意向も十分に尊重してタイミングを含む発表の適否やその内容を個別に判断していくこととしたい。
146	和氣 構成員	報道機関が被害者等への取材をする際に、被害者支援に関する理解不足のため、二次的被害を与えてしまう例がある。報道機関に対しても被害者支援に関する研修の実施を検討すべき。		警察庁	報道機関に対する研修の実施については、表現の自由を考慮する必要があることから、慎重な検討が必要となるところ。 なお、被害者支援に関する理解不足が故に起こる二次的被害の防止は重要な課題であり、引き続き、様々な機会や媒体を通じた広報啓発活動等を継続的に行うなどして報道機関を含む国民の理解の増進と配慮・協力の確保に取り組んでまいりたい。

○ 国民からの要望・意見

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
25	犯罪被害者に二次的被害が生じることのないよう、窓口となる法テラスの職員に対する研修を徹底してほしい。	2 117 203	法務省	法テラスでは、職員に対し、 ・ 犯罪被害者等への対応に係るロールプレイ研修 ・ 被虐待児童への初期対応に係る研修 ・ 法テラスの犯罪被害者支援業務に係る研修 等を実施し、職員による二次的被害を防止して犯罪被害者等に適切に対応できるよう努めており、引き続き、取組を進めてまいります。
26	二次的被害を受けることがないように、法テラスが紹介する精通弁護士や、新たに始まる犯罪被害者等支援弁護士制度に携わる弁護士については、一定の経験があることも要件とするなど、真に被害者弁護に対応する能力のある弁護士となるような制度としてほしい。	2 117 203	法務省	日弁連や各弁護士会との連携を図り、弁護士に対する研修や説明会を実施するとともに、要件の在り方については担い手を十分に確保するという観点も踏まえて協議・検討し、精通弁護士紹介や犯罪被害者等支援弁護士制度の担い手の質の確保に努めてまいります。
104	専門的な支援を行う医療職・心理職の養成だけでなく、被害者の支援に携わる捜査機関・行政機関の職員や民間支援団体の職員等に対して、被害者に接する際の基本的な素養として、トラウマインフォームドケアに関する継続的な研修を行ってほしい。	106～119	◎警察庁 内閣府 こども家庭庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 海上保安庁	トラウマインフォームドケアの視点を犯罪被害者等に対する支援に取り入れることは、被害からの回復のために重要であると考えており、関係府省庁と連携し、支援関係者に対する教育体制の整備を促進してまいります。 【内閣府】 内閣府では、性犯罪・性暴力被害者の相談支援に携わる職員等（ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、行政職員、医療関係者等）を対象とし、トラウマインフォームドケアに関する内容を含む、オンライン研修を実施するとともに、オンライン研修教材を作成し提供しています。 【警察庁】 警察においては、採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じ、犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施しているほか、都道府県警察においては、犯罪被害者等支援担当課による警察署に対する巡回教育を行っており、引き続き、トラウマインフォームドケアに関する継続的な研修を行ってまいります。 【こども家庭庁】 児童虐待に関する専門性を強化するための各種研修等への参加を促進する「児童相談所及び市町村職員専門性強化事業」を行っており、本事業を活用して、児童虐待に関する専門性を強化するためトラウマインフォームドケアに関する研修に参加することが可能となっております。 また、西日本こども研修センターあかしにおける、こども支援に関わるあらゆる職種・職域の支援者向けや児童相談所の指導教育担当児童福祉司を育成する立場にある指導的職員向けのトラウマインフォームドケアの視点を取り入れた研修の実施を支援しています。 【法務省】 更生保護官署における被害者担当職員等に対する研修として、定期的にトラウマインフォームドケアに関する講義等を行っています。今後も職員の対応の向上に努めてまいります。 刑事施設等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用に当たっては、全国の担当職員に対する集合研修を実施しており、その中では、犯罪被害者の方々と被害者支援団体等の職員による講義を盛り込むなどの対応を行っており、引き続き、適切な職員研修の実施に努めてまいります。 検察官等に対する研修において、犯罪被害者の心理について専門家による講義を行っております。 【文部科学省】 文部科学省においては、教育委員会等に対して、警察庁が作成した、犯罪被害者等支援に関わる場合の、被害者やその家族・遺族の心身の変調への配慮等が示された動画の周知や、養護教諭を含む教職員等を対象とした心の健康等の健康相談に関する研修会の開催等の取組を行っています。 【厚生労働省】 厚生労働省では、行政機関職員を含む精神保健医療福祉従事者を対象としたPTSDに係る専門研修を実施しています。 また、都道府県が実施する女性相談支援員等を対象とした心理的後遺症を有する者への対応等について学ぶための研修を促進しています。 【国土交通省】 国土交通省において、公共交通事故被害者等支援業務に従事する職員に対して、業務上必要な知識修得、事務能力の向上及び業務の円滑な遂行を図ることを目的とした研修を実施しています。研修内では、過去の公共交通事故の被害者団体からの講義や、実際の支援活動についての講義・意見交換、「心のケア」や精神医療等に関する専門家からの講義を行っております。 また、地方公共団体の交通事故相談員を対象にした研修会を通じて、交通被害後の心情に寄り添った相談支援に対して適切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努めております。 【海上保安庁】 海上保安庁においては、被害者支援に関わる職員を対象とし、トラウマインフォームドケアに関する継続的な研修を行っております。
105	医療従事者の言動による二次被害を生じさせないため、犯罪被害者の心理・支援等に関する医学教育を充実・強化してほしい。	41	文部科学省 厚生労働省	【文部科学省】 文部科学省では、基本計画施策第41を踏まえ、全国の医学部長等の教育責任者が集まる会議において、PTSD等の精神的被害に関する知識・診断技能及び犯罪被害者等への理解を深めるための教育の充実について、周知・要請をおこなっています。 【厚生労働省】 医師については、医学部卒業後の医師臨床研修の到達目標、方略及び評価において、精神科を必修分野として位置づけており、精神疾患に関する研修医の理解促進を図っています。

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
106	国や地方公共団体の職員は、男性サバイバーに対する理解と性暴力サバイバーへの2次加害についての理解を深めるべきである。	106 107 171	内閣府 警察庁	【内閣府】 内閣府においては、性犯罪・性暴力被害者の相談支援に携わる職員等（ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、行政職員、医療関係者等）を対象とし、男性・男児の性暴力被害者支援の基本的姿勢・留意点に関する内容を含む、オンライン研修教材を作成し提供しています。 【警察庁】 警察庁においては、地方公共団体や都道府県警察の職員に対し、各種研修・会議等の機会を通じて、犯罪被害者等による講演や資料の提供を行っており、引き続き、これらの取組を通じて性犯罪・性暴力被害者への理解が促進されるよう努めてまいります。 また、警察においては、都道府県警察の職員が性犯罪を含む犯罪被害者等に対する理解を深め、適切な対応をとることができるよう、具体的な取組として次のものを行っており、引き続きこれらの取組を実施してまいります。 ・警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じ、犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対し、犯罪被害者等支援や被害者カウンセリング技術などに関する教育及び研修を実施しております。 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、男性や性的マイノリティの方々への対応などの研修の充実に努めているほか、犯罪被害者等による講演、支援の現場で犯罪被害者等に向き合い犯罪被害者等の心情への共感や理解が深い警察官や有識者による講演、犯罪被害者等支援担当者の体験記などの配付等を実施しております。 ・犯罪被害者等への対応の改善及び二次的被害の防止を図るための教育として、都道府県警察本部の犯罪被害者等支援担当課による警察署に対する巡回教育、民間被害者支援団体との連携要領に関する教育、性犯罪被害者への支援要領に関する教育を実施しております。
107	被害者接遇、鑑識活動等の場面における犯罪被害者等への警察官の対応について、言葉遣いが乱雑であったり、対応が十分でなかったりすることがあることから、研修を更に徹底してほしい。また、全ての警察官に男性を含む性暴力被害者への対応についての研修を行ってほしい。	107 108 110	警察庁	警察においては、警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じ、犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について研修を実施しているほか、話を聞くときの態度や話の聞き方等、適正な市民応接を行うための研修を実施しております。 また、犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、男性や性的マイノリティの方々への対応などの研修の充実に努めているほか、犯罪被害者等による講演、支援の現場で犯罪被害者等に向き合い犯罪被害者等の心情への共感や理解が深い警察官や有識者による講演、犯罪被害者等支援担当者の体験記などの配付等を実施しております。 さらに、犯罪被害者等への対応の改善及び二次的被害の防止を図るための取組として、都道府県警察本部の犯罪被害者等支援担当課においては、警察署等を巡回するなどして民間被害者支援団体との連携要領に関する教育や性犯罪被害者への支援要領に関する教育を実施しており、引き続きこれらの継続的な実施を進めてまいります。
108	犯罪被害者等と接する検察官について、犯罪被害者の心情に配慮した面接の方法について更なる研修を行う必要があると思われることから、研修の内容を工夫してほしい。	112～116 148 235 236	法務省	検察官等に対する研修において、犯罪被害者の心理について専門家による講義を行っております。
118	被害少年に対する支援を充実したものとするには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するだけでは十分ではなく、トラウマ被害等に関する適切な知識をもって相談に当たることが必要であることから、教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに対してトラウマ被害やこれへの対応等についての研修を実施することとしてほしい。	53 54	文部科学省	文部科学省においては、教育委員会等に対して、警察庁が作成した、犯罪被害者等支援に関わる場合に、被害者やその家族・遺族と接する際に配慮すべきポイント等が示された動画を周知しているところです。
149	犯罪被害者等と接する法曹関係者は、二次的被害等を与えることを防ぐなどのため、被害者心理についても知識をもって接することが望まれることから、法科大学院において犯罪被害者等の心理状態についての教育を行ってほしい。	68	文部科学省	大学院における教育課程は、法令に基づき、自ら掲げる教育理念や教育上の目的に基づき編成することとされており、特定の内容について取り扱うよう一律に義務付けることは困難であると考えますが、文部科学省としては犯罪被害者等に対する理解の向上等、各法科大学院が真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、引き続き取組を促してまいります。
152	臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、公認心理師といった各専門職の養成に当たっては、その養成課程において被害者支援について学ぶことが重要であることから、司法領域の専門知識として被害者支援に関する科目の比重を増やしたり、試験の出題範囲を見直すなどにより、教育を充実させてほしい。特に、司法領域の専門知識に関しては、加害者支援に偏重した取扱いがなされており、これと同程度に被害者支援についても盛り込まれるべきである。	41 64 65 66	◎厚生労働省 文部科学省	社会福祉士養成課程については、令和3年度より教育内容の見直しを行っており、犯罪被害者支援について教育に含むべき事項として明示的に示しているところです。また、令和6年度に行われる第37回社会福祉士国家試験より、新カリキュラムに対応した出題基準が適用されることとされており、引き続き、資格取得を目指す方が犯罪被害者支援に関する基本的な知識を学習し、犯罪被害者支援に対応できるよう人材の養成に取り組んでまいります。 精神保健福祉士養成課程については、令和3年度より教育内容の見直しを行っており、犯罪被害者支援について教育に含むべき事項として明示的に示しています。また、令和6年度に行われる第27回精神保健福祉士国家試験より、新カリキュラムに対応した出題基準が適用されることとされており、引き続き、資格取得を目指す方が犯罪被害者支援に関する基本的な知識を学習し、犯罪被害者支援に対応できるよう人材の養成に取り組んでまいります。 公認心理師については、公認心理師となるために必要な科目として司法・犯罪分野に関する複数の心理学科目を設け、犯罪被害者支援について学習することとしており、また、公認心理師国家試験の出題基準において犯罪被害者支援が含まれております。 その他の職種についても、カリキュラムや出題基準は、適時改正してまいります。
153	法曹教育は、加害者寄りの知見に偏り過ぎているのではないか。司法試験の科目、司法修習中の研修等、法曹教育の中で犯罪被害者支援について学ばせる機会をより設けてほしい。		法務省	法科大学院については、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開する中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めていると承知しています。 司法試験科目については、法曹に必要な法的知識及び推論能力等の判定を目的として、司法試験法において一定の法律分野を定めており、犯罪被害者支援を科目とすることは困難です。 検察官については、各犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うことができるようにするため、引き続き、検察官等に対する研修において、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を行ってまいります。 司法修習及び裁判官に対する研修については、裁判所の所管であり、裁判所は行政機関ではないため、政府が定める基本計画に盛り込むことは困難であるとともに、弁護士への研修については、弁護士自治との関係から日弁連や各弁護士会、個別の弁護士に対して行政機関として指示や指導を行い得ず対応が困難です。
154	犯罪被害者支援に精通した弁護士の数は少なく、地域的な偏在があると思われることから、弁護士会等による研修等を充実させるべきである。また、司法修習等の中でも被害者支援について学ばせる機会を設けるべきである。これらについては、定量的な評価も行うべきである。	117	法務省	弁護士自治との関係から、日弁連や各弁護士会、個別の弁護士の活動や取組に関しては、行政機関として指示や指導を行い得ず、対応が困難です。 司法修習については、裁判所の所管であり、裁判所は行政機関ではないため、裁判所所管事項について政府が定める基本計画に盛り込むことは困難です。

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
172	精神保健福祉センターが犯罪被害者支援においてより機能を果たすようにするべきであり、補助金の助成や研修の充実など、より具体的な取組を行ってほしい。	42	厚生労働省	精神保健福祉センターについては、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るために都道府県等が設置している機関であり、本要望にあるようなセンターの体制に係る回答はいたしかねますが、犯罪被害者等支援の充実が図られるよう、警察庁と連携し、必要に応じて都道府県等に対して必要な周知を検討してまいります。
304	信頼を築いた支援員が継続的に被害者をサポートすることが、被害者に大きな安心感を提供することから、各都道府県や警察に、異動しない専従の被害者支援専門員を配置するとともに、被害者の理解を深めるための教育をしてほしい。	107 169 171 187	警察庁	職員の人事異動については、地域の実情に応じて検討される必要があります。 他方で、警察庁においては、地方公共団体や都道府県警察の職員を対象とした研修を通じて、犯罪被害者等についての理解を深めるよう努めており、引き続き犯罪被害者等支援に携わる者の育成に努めてまいります。 また、警察においては、支援の担当者が異動した場合においても、犯罪被害者等の方々に寄り添った支援ができるよう、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対し、犯罪被害者等支援や被害者カウンセリング技術などに関する教育及び研修を実施しております。 さらに、犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者等による講演、支援の現場で犯罪被害者等に向き合い犯罪被害者等の心情への共感や理解が深い警察官や有識者による講演、犯罪被害者等支援担当者の体験記などの配付等を実施しております。 加えて、犯罪被害者等への対応の改善及び二次的被害の防止を図るための教育として、都道府県警察本部の犯罪被害者等支援担当課による警察署に対する巡回教育、民間被害者支援団体との連携要領に関する教育、性犯罪被害者への支援要領に関する教育を実施しております。
317	性被害や被害者支援に関する教職員の理解の向上のための研修や周知・啓発等の取組をしてほしい。また、教職員に性被害を認知した場合の対応について指導するほか、性被害対応のマニュアル化をしてほしい。	53 54 179	文部科学省	文部科学省においては、教育委員会の担当者が集まる会議において、こどもの性暴力被害・性的虐待に対し、保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等から、必要に応じてワンストップ支援センターへの支援要請が行われ、その専門的知見も活用しながら連携して対応するよう促しているところです。 また、文部科学省では、こどもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするための「生命（いのち）の安全教育」の教材及び教師用の指導の手引きを作成しており、教師用の指導の手引きでは、授業後に、児童生徒が性暴力被害を受けていることについて相談を受けた場合の対応ポイントを示しているところです。
318	児童・生徒の性被害に関する問題は、本人たちはもとより、保護者や教育関係者にとっても避けては通れない問題であるため、地方の教育関係の被害者支援担当窓口を明確にし、関係者の意識改革を図るよう指導してほしい。	179 211	文部科学省	文部科学省においては、教育委員会の担当者が集まる会議において、こどもの性暴力被害・性的虐待に対し、保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等から、必要に応じてワンストップ支援センターへの支援要請が行われ、その専門的知見も活用しながら連携して対応するよう促しているところです。
320	学校で性暴力被害を受けた場合、加害児童の権利を護ろうとするため、被害者が我慢を強いられたり、被害者が引き続き教育を受ける権利も保障されないケースもある。国が主導して対策を講じてほしい。	179	文部科学省	令和4年12月に改定した生徒指導提要において、性的被害者への最大限の配慮等、関係する記述の充実を図り、その周知に努めております。 また、文部科学省では、こどもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするための「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、その教師用の指導の手引きでは、授業後に、児童生徒が性暴力被害を受けていることについて相談を受けた場合の対応ポイントを示しているところです。